

2022. 5. 13

会員の皆様へ

令和4年11月30日に免許有効期限を迎える
アナログ方式簡易無線局の再免許申請について

事業部 電子申請センター

400MHz 帯及び 350MHz 帯のアナログ方式の簡易無線局の周波数使用期限延長に伴い、当初の使用期限である令和4年11月30日に免許の有効期限を迎える簡易無線局の再免許申請の受付が、令和4年6月1日から始まります。

早めの提出をお願いします。

1. 対象無線局

- ① 400MHz 帯アナログ方式簡易無線局
- ② 350MHz 帯小エリア簡易無線局

2. 対象無線局の免許有効期限

令和4年11月30日まで

3. 再免許申請の受付期間

令和4年6月1日（水）～令和4年8月31日（水）まで
（免許期間が1年未満の場合は、令和4年10月31日まで）

4. 電子申請センターでの電子申請の受付期間

令和4年6月1日（水）～令和4年8月24日（水）まで

※ 令和4年8月25日以降に再免許申請を提出される場合には、事前に電子申請センター担当者へご相談願います。

以 上